

教育・保育給付認定申請の復職に関する申立書

(宛先) 東温市長

現在、育児休業取得中のため、教育・保育給付認定希望期間の初日に「保育を必要とする事由」の要件を満たしていませんが、教育・保育給付認定を受け、保育施設（事業）の入園が内定した場合には、保育施設（事業）利用開始後、育児休業取得前と同じ会社に、当該利用開始日の属する月末までに（復職予定日 令和 年 月 日）復職をします。

なお、育児休業前と同じ会社に復職しない場合又は相当期間を経たあとも「就労証明書」を提出できない場合は、教育・保育給付認定の取り消し及びそれに伴い、保育施設の利用の内定・決定の取り消し又は退所となることに異議はありません。

上記のとおり、相違ありません。

令和 年 月 日

氏名（復職予定者）